

後期高齢者医療制度について

[後期高齢者医療制度とは](#)

[医療機関等にかかるとき](#)

[医療費が高額になったとき\(高額療養費等\)](#)

[入院するとき](#)

[後期高齢者医療制度の保険料について](#)

[被保険者が亡くなったとき](#)

[その他の給付や補助について](#)

[交通事故等にあったとき](#)

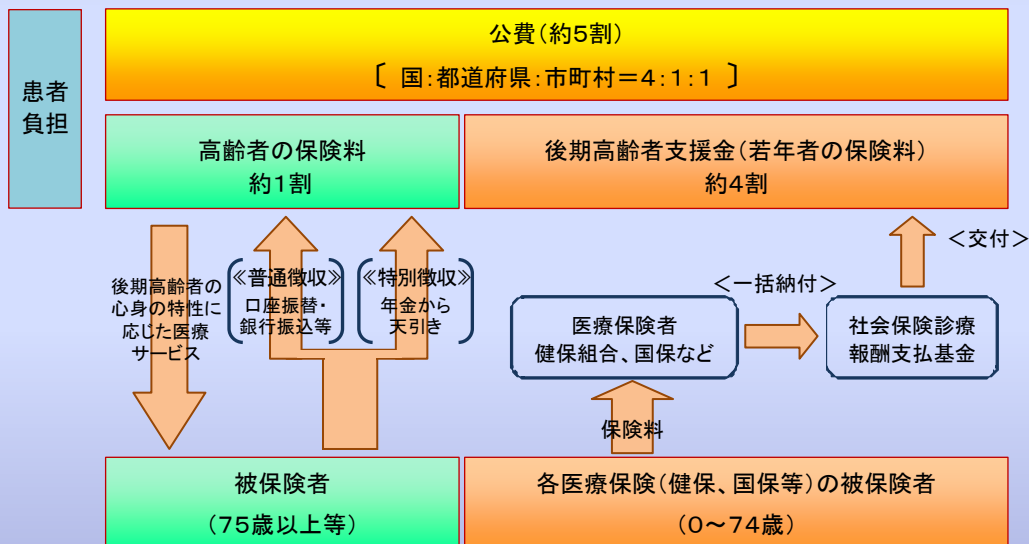
[その他各種届出・手続きの仕方について](#)

後期高齢者医療制度とは

後期高齢者医療制度は、これまでの老人保健制度に代わるものとして新たにつくられた独立した医療保険制度です。75歳以上の方は、今まで加入していた国民健康保険や社会保険などの医療保険をぬけ、後期高齢者医療制度に加入することになります。

これまで、国民皆保険制度のもと、誰もが安心して医療を受けられる医療制度を実現し、世界最長の平均寿命や高い保健医療水準を実現してきました。しかし、世界一の長寿国としての日本の医療費は、今後ますます増大していくこととなります。これまでの制度が限界となる中で、将来にわたり国民皆保険制度を守り、高齢者、現役世代、子どもたちすべての人たちが安心して医療を受けられるようにしなければなりません。

後期高齢者医療制度の財政運営の仕組み



保険料が大切な財源となっています

保険料を納めていただけないと、医療給付等の制度運営に支障をきたす場合があります。

納期限内の納付にご協力をお願いいたします。

納付が困難な場合には[町民生活課](#)までご相談ください。

埼玉県内全市町村で構成する「**埼玉県後期高齢者医療広域連合**」が、保険料の決定、賦課の決定、医療費の支給の事務や、財政運営などを行います。

町では保険証の引渡し、加入などの申請や届出の受付、保険料の徴収など、被保険者にとって身近な窓口業務を担当します。

広域連合の主な役割

運営主体（保険者）となります

- ◆保険料の決定
- ◆医療を受けた時の給付

小川町の主な役割

身近な窓口業務を行います

- ◆保険料の徴収
- ◆各種申請・届出の受付
- ◆保険証の引渡し

加入する人（被保険者）

- ・ 75歳以上の方
- ・ 65歳以上で一定の障がいのある方（広域連合の認定を受けた方）

※生活保護を受けている方は対象外です。

※国民健康保険、健康保険組合、全国健康保険協会(協会けんぽ)、共済組合等の加入者でなくなります。

加入する日

- ・ 75歳の誕生日
※特に加入の手続きは必要ありません。75歳の誕生日の前に保険証が届きます。
- ・ 65歳以上で一定の障がいのある方
認定された日
※加入は任意です。加入を希望する方は、申請し、広域連合の認定を受けてください。
- ・ 小川町に転入した方
小川町に転入した日
※町民生活課で資格取得の届出をしてください。

保険証

- ・被保険者1人1人に埼玉県後期高齢者医療被保険者証（カード型保険証）が交付されます。
- ・75歳の誕生日前にお送りします。
- ・保険証の有効期限は原則8月1日から翌年7月31日までの1年間となります。

医療機関等にかかるとき

※保険証を必ず提示してください。

窓口での自己負担割合について

被保険者の方が医療機関等の窓口で支払う一部負担金は、かかった医療費の「1割」となります。ただし、現役並み所得者は、一部負担金は「3割」となります。

※現役並み所得者とは

同一世帯に、住民税課税所得145万円以上の所得のある後期高齢者医療制度の被保険者がいる場合は、一定以上（現役並み）所得者となり、自己負担割合は3割となります。（同一世帯の後期高齢者医療制度被保険者全員が3割となります）

ただし、前年の収入合計が

後期高齢者医療制度の被保険者が、お1人の世帯の場合

・・・383万円未満

（70歳～74歳の方が同一世帯にいる場合は520万円未満）

後期高齢者医療制度の被保険者が、2人以上の世帯の場合

・・・520万円未満

の方は、申請し認められると「1割」負担になります。

医療費が高額になったとき(高額療養費等)

1か月に払った医療費の自己負担額が、定められた自己負担限度額を超えた場合には、限度額を超えた分が高額療養費として支給されます。

この高額療養費は、初めて限度額を超えて高額療養費の支給があるときは、町民生活課より支給申請書をお送りします。2回目以降については申請を省略し、初回指定の口座へ振込をします。

月ごとの負担上限額

所得区分	自己負担限度額	
	外来(個人ごと)	入院+外来(世帯合算)
①現役並み所得者	44,400円	80,100円+(医療費-267,000円×1%) 4回目以降 44,400円
②一般	12,000円	44,400円
③低所得Ⅱ 市町村民税非課税の世帯に属する方(④以外の方)	8,000円	24,600円
④低所得Ⅰ ③のうち、年金収入額80万円以下等の方		15,000円

年ごとの負担上限額 (高額介護合算療養費)

後期高齢者医療+介護保険の自己負担限度額
67万円
56万円
31万円
19万円

※同一世帯の被保険者において、医療保険と介護保険の両方の自己負担がある場合、それらを合算した額の年間(8月～7月)の上限額。

食事療養標準負担額・生活療養標準負担額

所得区分	食事療養標準負担額 (1食あたり)	生活療養標準負担額 (1食あたり+1日あたり)
① 現役並み所得者	260円	1食あたり460円(注2)
② 一般の方		1日あたり320円
③低所得Ⅱ (注3) 市町村民税非課税の世帯に属する方(④、⑤以外の方)	90日までの入院 210円	1食あたり210円 1日あたり320円
	過去12か月に90日を越える入院があったとき 160円	
④低所得Ⅰ (注3) ③のうち、年金収入額80万円以下等の方(⑤以外の方)	100円	1食あたり130円 1日あたり320円
		⑤老齢福祉年金受給者

(注1)食事療養標準負担額は一般病床に入院した場合に、生活療養標準負担額は療養病床に入院した場合に適用されます。

(注2)管理栄養士又は栄養士により栄養管理が行われているなどの一定の要件を満たす保険医療機関の場合。それ以外の場合は1食あたり420円となります。

(注3)低所得に該当する方は、入院の際「限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要です。

入院するとき

住民税が非課税の世帯の方は、

- ・入院時の食事代の軽減を受けることができます。
- ・入院時の自己負担限度額（月ごとの医療費の上限額の設定）を適用できます。

医療機関に「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」を提示する必要がありますので、町民生活課の窓口へ申請をお願いします。

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定申請に必要なもの

- ・後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定申請書（町民生活課の窓口にあります）
- ・被保険者の印鑑
- ・保険証

※本人以外の方が申請する場合

- ・同一世帯の方・・・被保険者の印かんと保険証。窓口に来る方の身分証明証（運転免許証や住民基本台帳カード等）。
- ・別世帯の方・・・委任状。被保険者の印かんと保険証。窓口に来る方の身分証明証（運転免許証や住民基本台帳カードなど）。

※限度額適用・標準負担額減額認定証の交付を受けている方が、限度額適用・標準負担額減額認定証を医療機関の窓口で提示できなかったことが、やむを得ない理由によるものと認められるときは、申請により入院時食事医療の差額が支給されます。

申請に必要なもの

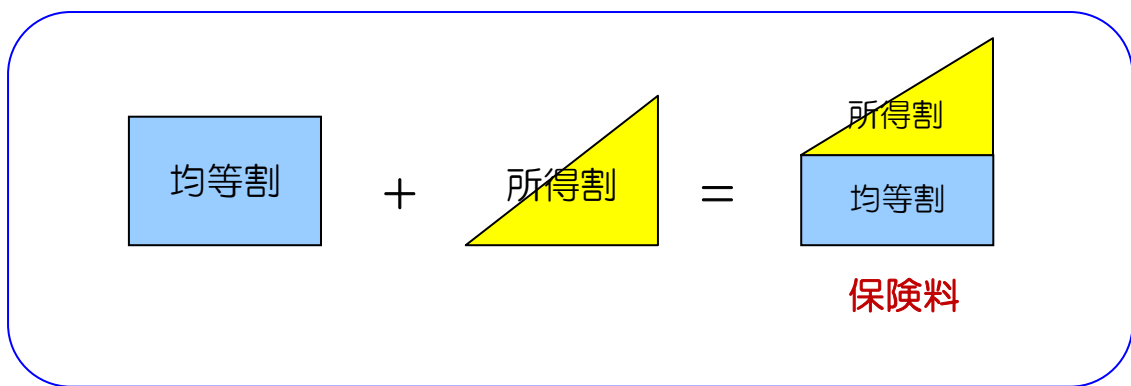
- ・領収書
- ・印かん
- ・保険証

後期高齢者医療制度の保険料について

後期高齢者医療制度では、被保険者全員に保険料を納めていただくこととなります。

保険料の決まり方

年間の保険料は被保険者全員が等しく負担する「均等割」と、被保険者の所得に応じて負担する「所得割」の合計金額となります。均等割額と所得割率は、原則として埼玉県内で均一となります。



平成22年度及び平成23年度の年間の保険料率

・均等割額…40,300円

・所得割額…(所得金額－基礎控除33万円)×7.75%

※ 障害年金や遺族年金は非課税年金のため、所得金額には含みません。

※ 所得金額は、前年の収入から公的年金控除や給与所得控除等を除いた金額です。

低所得世帯に対する軽減

同一世帯内の後期高齢者医療制度の被保険者と世帯主の合計所得額が一定基準額以下の場合に均等割を軽減します。

均等割の軽減

○ 7割軽減 = 世帯の被保険者と世帯主の総所得金額等の合計が基礎控除（33万円）以下

※均等割額が7割軽減される被保険者について、当分の間、その軽減割合が一律8.5割となります。

- 9割軽減 = 7割軽減世帯のうち、被保険者の年金収入が80万円以下でその他の所得がない場合
- 5割軽減 = 世帯の被保険者と世帯主の総所得金額等の合計が基礎控除（33万円）+ 24.5万円×世帯の被保険者数（被保険者である世帯主を除く）以下
- 2割軽減 = 世帯の被保険者と世帯主の総所得金額等の合計が基礎控除（33万円）+ 35万円×世帯の被保険者数以下

※当分の間、年金収入につき公的年金等の控除を受けた方については、その方の総所得金額等から15万円を控除(高齢者特別控除)した額を軽減の判定所得とします。

所得割の軽減

- 賦課のもととなる所得金額（旧ただし書所得）が58万円以下で、かつ所得割額が賦課されている方は、所得割が一律5割軽減されます。
- 社会保険の被扶養者であった方
後期高齢者医療制度の資格を取得した日の前日において社会保険の被扶養者であった方は、後期高齢者医療制度に加入してから当分の間、所得割がかからず、均等割が9割軽減されます。

保険料の納め方

後期高齢者医療制度の保険料のお支払方法は、年金からの天引きで納めていただく「特別徴収」と、金融機関の窓口や口座振替で納めていただく「普通徴収」の2つの方法があります。

- ・年額18万円以上の年金を受給されている方は、原則年金から天引きされます（特別徴収）。それ以外の方は、町からお送りする納付書で納めていただきます（普通徴収）。ただし、介護保険料と後期高齢者医療制度の保険料を合計した金額が年金額の2

分の1を超える場合や、後期高齢者医療制度に加入したばかりの方等は普通徴収となります。

- ・年金からの天引き（特別徴収）から口座振替に支払方法を変更することもできます（金融機関で口座振替の手続きをしていただき、町民生活課の窓口に変更の申出書を提出いただくと変更できます）。

被保険者が亡くなられたとき

○被保険者が亡くなられたとき、その葬祭を行った方に5万円が支給されます。

○被保険者が亡くなられたときは届出が必要です。下記の書類をお持ちになり、町民生活課 後期高齢者医療担当までお越し下さい。

- ・ 亡くなられた方の保険証
- ・ 葬祭を行った証明書類（会葬礼状、氏名が記載された葬祭費用の領収書等）
- ・ 葬祭を行った方の印かん
- ・ 葬祭を行った方の振込口座がわかるもの（預金通帳）
*ゆうちょ銀行の場合は振込ができる口座番号を取得してください。

※その他の医療給付や保険料の還付等の振込先の届出も必要です。
相続人を代表して受取る方の通帳と印かんもお持ちください。

その他の給付や補助について

健康診査、人間ドック

被保険者の健康の保持増進をはかるため、健康診査及び人間ドックを実施します。受診についての詳細は、健康増進センター（パトリアおがわ内）へお問い合わせください。

健康増進センター（パトリアおがわ内）

Tel 0493-74-2323

療養費

医療費を全額自己負担したとき、下記の場合には負担区割合に応じた額が申請により払い戻されます。必要書類とともに申請をしてください。

保養施設宿泊利用共同事業

小川町において後期高齢者医療制度に加入している方に対して、年度内2泊まで、1泊につき、2,000円、を助成します。ただし、保険料の納付が遅れている方を除きます。

○急病などやむを得ない事情で、保険証を持たずに医療機関等にかかったときの費用

手続きに必要なもの

- ・診療報酬明細書等に相当する書類
- ・領収書
- ・印かん
- ・保険証

○医師が必要と認めた治療用装具(コルセット、義足など)の費用

手続きに必要なもの

- ・医師の証明書(診断書等)
- ・領収書(内容が分かる明細が記載されているもの)
- ・印かん
- ・保険証

○輸血したときの生血代

手続きに必要なもの

- ・医師の証明書(診断書等)
- ・血液提供者の領収書
- ・印かん
- ・保険証

○医師が必要と認めた、はり・きゅう・マッサージ等の費用

手続きに必要なもの

- ・医師の同意書又は診断書
- ・領収書
- ・印かん
- ・保険証

○骨折、ねんざ等で施術を受けた柔道整復師の費用（保険を取り扱っている柔道整復師については、一部負担金〔1割・3割〕で施術を受けることができるので、手続きは不要です。）

手続きに必要なもの

- ・診療報酬明細書等に相当する書類
- ・領収書
- ・印かん
- ・保険証

○海外旅行中に医療機関等にかかったときの費用

手続きに必要なもの

- ・診療報酬明細書等に相当する書類
- ・領収明細書
- ・診療報酬明細書等に相当する書類の翻訳文、翻訳者の住所、氏名を記載した書類
- ・印かん
- ・保険証

交通事故等にあったとき

交通事故等第三者(加害者)による行為でケガ等をした場合、後期高齢者医療制度で治療を受けることができます。

この場合、埼玉県後期高齢者医療広域連合で治療にかかる費用を一時的に立て替え、あとで加害者に請求することになりますので、治療を受けるときには、保険証、印かんを持って、町民生活課の窓口で「第三者の行為による被害届」の手続きを速やかにしてください。窓口でその後必要な手続きや書類等についての説明をします。

※示談をするときは慎重に※

加害者から治療費を受け取る等、示談の内容によっては、後期高齢者医療制度で治療を受けることができなくなることがありますのでご注意ください。

その他各種届出・手続きの仕方について

障害認定申請

○後期高齢者医療制度に加入できる方

65歳以上の方で、以下の年金の受給権または手帳を取得している方

- ・障害基礎年金 1級 2級
- ・身体障害者手帳 1級 2級 3級
- ・身体障害者手帳4級のうち、音声機能または言語機能の障がいがあるとき
- ・身体障害者手帳4級のうち、下肢障害で
1号(両下肢のすべての指を欠くもの)
3号(1下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの)
4号(1下肢の機能の著しい障害)
に該当するとき
- ・療育手帳 ㊤ A
- ・精神障害者保健福祉手帳 1級 2級

○申請の方法

町民生活課の窓口にて上記の手帳と印かんをお持ちください。

次のような場合には町民生活課へ届出をしてください

被保険者が転出するとき

- ・保険証 ・印かん、

被保険者が転入したとき

- ・印かん、 ・負担区分等証明書(県外からの転入時)

被保険者が転居(小川町内で住所変更)したとき

- ・保険証

お問い合わせ

小川町役場 町民生活課 保険グループ
後期高齢者医療担当

電話 0493-72-1221

住所 〒355-0392
埼玉県比企郡小川町大字大塚55